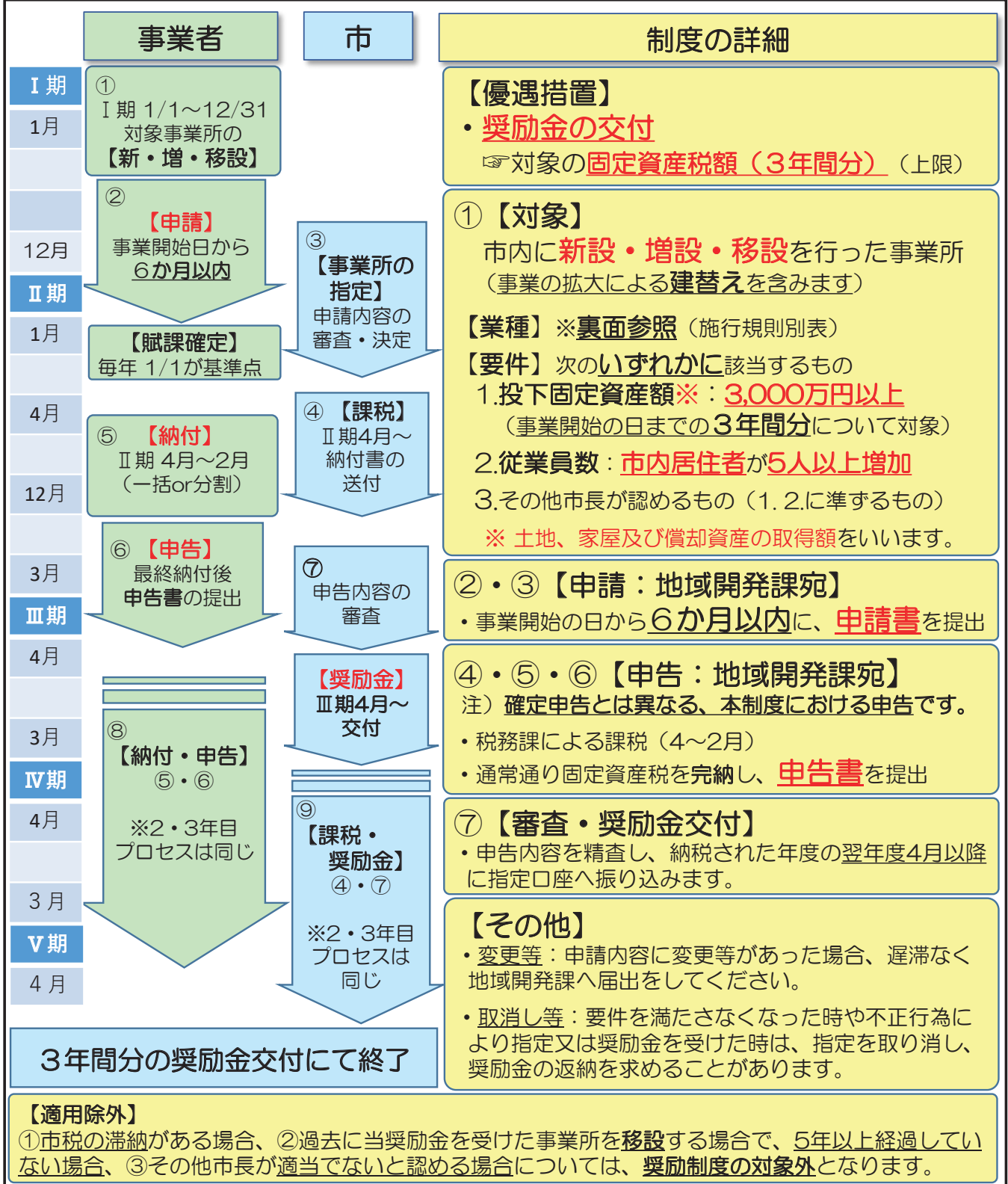


～桜川市産業立地奨励制度～

制度の趣旨

桜川市産業立地及び雇用の促進に関する条例に基づき、市内における産業活動の活性化及び雇用の促進を図るため、市内の対象事業所に**奨励金の交付**等の優遇措置を行います。

制度の仕組み



URL <http://www.city.sakuragawa.lg.jp/page/page006721.html>

桜川市 産業立地

「桜川市 産業立地」で検索！
様式をダウンロード！



桜川市 総合戦略部 地域開発課

茨城県桜川市羽田1023 番地 (Tel. 0296-58-5126)

大分類	中分類	小分類
農業、林業		
鉱業、採石業、砂利採取業		
建設業		
製造業		
電気・ガス・熱供給・水道業		
情報通信業		
運輸業、郵便業		
卸売業、小売業		
金融業、保険業	銀行業	
	協同組織金融業	
	金融商品取引業、商品先物取引業	
	補助的金融業	
	保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）	
不動産業、物品賃貸業		
学術研究、専門・技術サービス業		
宿泊業、飲食サービス業		
生活関連サービス業、娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業	
	その他の生活関連サービス業	
	娯楽業	映画館
		興行場、興行団
	スポーツ施設提供業	
	公園、遊園地	
	その他の娯楽業	
教育、学習支援業		
医療、福祉		
複合サービス事業		
サービス業（他に分類されるものを除く）	廃棄物処理業	
	自動車整備業	
	機械等修理業	
	職業紹介・労働者派遣業	
	その他の事業サービス業	
	その他のサービス業	
備考		
<p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を除く。</p> <p>(2) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業を除く。</p> <p>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認められる者が関与していると認められる事業を除く。</p> <p>(4) 地方税法（昭和25年法律第226号）、桜川市税条例（平成17年桜川市条例第52号）その他の法令による固定資産税の非課税又は課税免除並びに固定資産税にかかる優遇措置等の適用を受ける事業を除く。ただし、当該措置が固定資産税の一部にかかる場合にあっては、残りの固定資産税額を上限に本制度の適用を受けることができる。</p> <p>(5) 電気業のうち、太陽光発電にかかる事業を除く。</p>		